

「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱(案)」に関する意見公募にかかるご意見の提出方法について

大阪市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」第2条に規定する困難な問題を抱える女性への居住支援の枠組みの1つとして、民間事業者に市営住宅を目的外使用許可することで、住宅困窮女性に一時的な居住の場を提供し、見守り等の自立支援を行うとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供することを目的に、「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱」を制定することとしました。

つきましては、この「困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（案）」について、規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針に基づき次のとおり市民の皆様のご意見を募集します。

1 案件名

困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱の制定について

2 意見受付期間

令和7年7月15日（火曜日）から令和7年8月13日（水曜日）まで

3 閲覧場所

- ・大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（大阪市役所4階北側）
- ・市民情報プラザ（大阪市役所1階南側）
- ・大阪市ホームページ

4 意見提出方法

次のいずれかの方法により、令和7年8月13日（水曜日）までに、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課へ提出してください。様式は問いません。

(1) 送付の場合

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課あて

(2) ファックスの場合

06-6202-7073（ファックス番号）

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課あて

(3) 電子メールの場合

danjokyoudousankaku@city.osaka.lg.jp

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課あて

(4) 持参の場合

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階北側

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

※大阪市営地下鉄・京阪電車「淀屋橋」駅下車 徒歩3分

5 注意事項

- (1) 書式は自由ですが、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、連絡先を必ず記載してください。
- (2) 案件名（困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱の制定について）に関する意見であることを明記してください。
- (3) 送付による応募は、令和7年8月13日（水曜日）必着です。
- (4) 窓口提出先の受付は、日曜日、土曜日、祝日を除く9時から12時15分、13時から17時30分です。
- (5) 電話等による口頭での意見の受付はいたしません。
- (6) 提出いただいたご意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) 提出いただいたご意見に対してはホームページ等で一括して公表し、回答いたします。また、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

6 個人情報の取扱いについて

- (1) 提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載いたしません。
- (3) 住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

7 ホームページの作成者・問合せ先

大阪市 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-9156

ファックス：06-6202-7073